

浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市以外が設置又は実施する市内の認定こども園、保育所、地域型保育事業、新制度幼稚園（以下「私立保育所等」という。）における職員の処遇改善及び、私立保育所等の実施する保育の質の向上を図るため、保育士等キャリアアップ研修の受講及び実施をするための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱（平成30年7月30日厚生労働省発子0730第1号）及び浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、市以外が設置する施設をいう。
- (2) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって、市以外が設置する施設をいう。
- (3) 地域型保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業であって、市以外が実施する事業をいう。
- (4) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、市以外が設置する施設をいう。
- (5) 認可外保育施設 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第2条第2号に規定する法届出対象施設であって、法第59条の2第1項に基づく届出を行っており、かつ、市以外が設置する施設をいう。
- (6) 私立就学前施設 認定こども園、保育所、地域型保育事業、幼稚園及び認可外保育施設をいう。
- (7) 私立保育所等 認定こども園、保育所、新制度幼稚園及び地域型保育事業をいう。
- (8) 設置者 私立就学前施設の設置者である法人又は個人をいう。
- (9) 設置者等 設置者又は設置者から委任を受けた者をいう。
- (10) 共通事務取扱要綱 浜松市私立就学前施設に関する補助金の共通事務取扱要綱をいう。
- (11) 財産処分承認基準 財産処分に係る承認の手続き、承認の基準及び財産処分に係る納付金の額に係る基準をいう。
- (12) 研修 「施設型給付費等にかかる処遇改善等加算について（令和5年6月7日 こ成保39、5文科初第591号）（以下「国通知」という）」に規定する、「別に定める研修」をいう。

(13)保育士等 市内の私立保育所等に勤務し、保育教諭、保育士、調理員、事務員など国通知に規定する処遇改善等加算Ⅱの賃金改善の対象にできる職員をいう。

(14)キャリアアップ研修受講支援事業 別表 1 の区分キャリアアップ研修受講支援事業に定める事業をいう。

(15)キャリアアップ研修実施支援事業 別表 1 の区分キャリアアップ研修実施支援事業に定める事業をいう。

(補助事業者)

第 3 条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 設置者であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成 2 4 年浜松市条例第 8 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) キャリアアップ研修受講支援事業、又はキャリアアップ研修実施支援事業の全部又は一部を実施すること。
- (2) 設置者が設置又は実施する私立就学前施設に関する事業として実施すること。
- (3) 事業の実施場所は、市内であること。
- (4) 事業の実施期間は、補助金の申請を行う日の属する同一年度内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (4) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (5) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表2に掲げるものとする。

(事業実施計画書)

第6条 補助事業者は、別に市長が定める日までに別表1に定める区分で実施する事業に応じて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) キャリアアップ研修受講支援事業
 - ア キャリアアップ研修実施支援事業実施申出書兼事業計画書
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
 - (2) キャリアアップ研修実施支援事業
 - ア キャリアアップ研修実施支援事業実施申出書兼事業計画書
 - イ 収支計画書
 - ウ 保育士等キャリアアップ研修指定通知書
 - エ ア～ウに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の事業実施計画書の事業内容を年度途中で変更する場合は、別表1に定める区分で実施する事業に応じて次に掲げる書類をあらかじめ、別に市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。
- (1) キャリアアップ研修受講支援事業
 - ア キャリアアップ研修実施支援事業実施変更計画書
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
 - (2) キャリアアップ研修実施支援事業
 - ア キャリアアップ研修実施支援事業実施変更計画書
 - イ 収支計画書
 - ウ 保育士等キャリアアップ研修指定通知書
 - エ ア～ウに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付の申請)

第7条 補助事業を実施した者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日又は当該事業を実施した日の属する年度において市長が定める時期までのいずれか早い日までに、別表1に定める区分で実施する事業に応じて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) キャリアアップ研修受講支援事業

- ア キャリアアップ研修実施支援事業交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- イ 事業報告書（収支決算の内容を含む）
- ウ 補助事業財産の取得報告書（第8条第7号の適用を受ける財産に限る）
- エ ア～ウに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(2) キャリアアップ研修実施支援事業

- ア キャリアアップ研修実施支援事業交付申請書兼実績報告書（第2号様式）
- イ 事業報告書（収支決算の内容を含む）
- ウ 補助事業財産の取得報告書（第8条第7号の適用を受ける財産に限る）
- エ ア～ウに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 共通事務取扱要綱第4条第1項に基づき提出された次に掲げる書類については、前項に規定する補助金交付申請書兼実績報告書に添えて提出された書類であるとみなす。

- (1) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書
- (2) 当該申請者が在住する市町村の納税証明書（申請者が市外在住者の個人の場合であり、市内に設置又は実施する私立就学前施設が無いときに限る。）
- (3) 当該申請者の主たる事務所が所在する市町村の納税証明書（申請者の主たる事務所が市外の法人の場合であり、市内に設置又は実施する私立就学前施設が無いときに限る。）
- (4) 設置者が補助金に係るいずれかの権限を委任する場合にあつては、委任状

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、次の各号に定める区分により、申請者に通知するものとする。

(1) キャリアアップ研修受講支援事業

キャリアアップ研修受講支援事業交付決定通知書兼交付確定通知書（第3号様式）

(2) キャリアアップ研修実施支援事業

キャリアアップ研修実施支援事業交付決定通知書兼交付確定通知書（第4号様式）

(交付の条件)

第9条 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱、規則及びこの要綱を遵守すること。
- (2) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (3) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（共通事務処理要綱第6条に規定する第4号様式）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならないこと。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (5) 第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (6) 第14条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (7) 次のいずれかに該当する財産を別に定める期間が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物
 - イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産
- (8) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。ただし、第9条第7号の適用を受ける財産がある場合は、10年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は第12条第2項で定める処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、第8条第7号の適用を受ける財産について、事業の完了後においても次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (2) 保管状況を明らかにしておかなければならないこと。
- (3) 市長の求めに応じて、当該財産の状況を報告しなければならないこと。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第2項で定める期間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、次の各号に定めるもののうちいずれか長い期間とする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第6までに定める耐用年数
- (3) 市長が必要があると認める場合は、市長が定める期間

3 第1項の承認を受けようとする場合の財産処分承認基準は、こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について（令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号こども家庭庁育成局長・支援局長通知）の例によるものとする。

4 第1項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（共通事務処理要綱第6条に規定する第5号様式）により市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めたときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書（共通事務処理要綱第6条に規定す

る第6号様式)により通知するものとする。

6 前項の承認にあたって財産処分に係る納付金が生じる場合は、補助事業者は市長が定める日までに市に納付しなければならない。

7 第5項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分完了報告書(共通事務処理要綱第6条に規定する第7号様式)により市長に報告するものとする。

(補助金の請求)

第13条 第8条の補助金交付決定通知書兼交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、市長に対し、請求書により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第15条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第16条 市長は、補助事業者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延

損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(公表)

第 17 条 市長は、補助事業の概要その他第 1 条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

別表 1

区分	補助事業の要件
キャリアアップ研修受講支援事業	次の全てを満たす事業 ア 受講者は研修受講時点において浜松市内の私立保育所等に実際に勤務している保育士等であること イ 受講者が受講する研修は、都道府県の指定を受けた団体が実施した研修であること ウ 受講者が勤務する私立保育所等が、受講にかかる費用を負担していること エ 受講者は処遇改善等加算Ⅱの賃金改善の対象職員として、国通知で規定する副主任保育士等の発令を受ける見込みがあること オ 受講者は対象年度内に研修の全ての講座を修了していること
キャリアアップ研修実施支援事業	次の全てを満たす事業 ア 補助を受ける団体が「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」で規定される研修の実施主体として、静岡県指定を受けて研修を実施すること イ 実施する研修は受講者を市内の私立保育所等に勤務する保育士等に限定した研修であること ウ 実施する研修は市内の私立保育所等に勤務する保育士等が平等に受講できること エ 実施する研修が対象年度内に研修の全ての講座を完了していること

別表 2

区分	補助対象経費	補助額
キャリアアップ 研修受講支援事業	保育士等が研修を受講するために、市内の私立保育所等が負担した経費（例：受講料）。ただし、教材等に係る実費相当分、旅費、宿泊費を除く。	補助金額は、ア、イを比較していずれか低い金額にウの補助率を乗じて得た金額とする。ただし、算出された金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ア 〈補助基準額〉 1施設あたり 33,200 円 イ 補助対象経費の実支出額 ウ 〈補助率〉 1/2
キャリアアップ 研修実施支援事業	市内の私立保育所等に勤務する保育士等を対象とした、保育士等キャリアアップ研修を開催した場合に要した経費（例：人件費、交通費、通信費、印刷費、講師料、システム利用料（オンライン配信料）等）	補助金額は、ア、イ、ウを比較していずれか低い金額とする。ただし、算出された金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする ア 補助基準額の1/2 1団体あたり 2,886,000 円 イ 補助対象経費の1/2 ウ 補助対象経費から受講料、寄付金等の収入を差し引いた金額

備考

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 以下の経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 団体運営に係る人件費
 - (2) 事業費に含まれない交際費・食糧費・慶弔費

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名
(自署しない場合は、押印してください。)

キャリアアップ研修受講支援事業交付申請書兼実績報告書

浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金交付要綱（以下「当要綱」という。）第7条に基づき下記のとおり交付申請及び実績報告をいたします。なお、交付申請及び実績報告の内容並びに添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

1 補助事業の目的及び内容（交付を受けようとする事業）

キャリアアップ研修受講支援事業

2 施設の種類及び名称

3 交付申請額及び実績報告額 金 円

4 補助事業に関して生じる収入金

5 補助事業の完了年月日

6 補助事業の効果

7 補助事業に関する誓約（誓約する場合は下記に ☒ 記入）

☐ 補助金の交付申請及び実績報告にあたり、当要綱に定める要件を全て満たしていることについて誓約します。

- 8 事業実施計画書及び事業実施計画変更書に関する誓約（誓約する場合は下記に☑記入）
- ☐ 当要綱第6条の規定に基づき提出したキャリアアップ研修受講支援事業実施申出書兼事業実施計画書及びキャリアアップ研修受講支援事業実施変更計画書の内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。
- 9 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑記入）
- ☐ 当要綱第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。
- 10 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑記入）
- ☐ 補助金の交付申請及び実績報告にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。
- （1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。
- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - ・暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- （2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。
- 11 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第4条第2項各号に定める事項の確認についての同意（同意する場合は下記に☑記入）
- ☐ 補助金の交付申請及び実績報告の審査に必要な場合には、市において、申請者の営む主な事業、申請者の資産及び負債に関する事項その他の規則第4条第2項各号に定める事項について確認することに同意します。

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名
(自署しない場合は、押印してください。)

キャリアアップ研修実施支援事業交付申請書兼実績報告書

浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金交付要綱（以下「当要綱」という。）第7条に基づき下記のとおり交付申請及び実績報告をいたします。なお、交付申請及び実績報告の内容並びに添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容（交付を受けようとする事業）
キャリアアップ研修実施支援事業
- 2 補助を受ける団体の種類及び名称
- 3 交付申請額及び実績報告額 金 円
- 4 補助事業に関して生じる収入金
- 5 補助事業の完了年月日
- 6 補助事業の効果
- 7 補助事業に関する誓約（誓約する場合は下記に ☒ 記入）
☐ 補助金の交付申請及び実績報告にあたり、当要綱に定める要件を全て満たしていることについて誓約します。
- 8 事業実施計画書及び事業実施計画変更書に関する誓約（誓約する場合は下記に ☒ 記入）

- ☐ 当要綱第6条の規定に基づき提出したキャリアアップ研修実施支援事業実施申出書兼事業実施計画書及びキャリアアップ研修実施支援事業実施変更計画書の内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

9 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に~~☐~~記入）

- ☐ 当要綱第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

10 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に~~☐~~記入）

- ☐ 補助金の交付申請及び実績報告にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

11 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第4条第2項各号に定める事項の確認についての同意（同意する場合は下記に~~☐~~記入）

- ☐ 補助金の交付申請及び実績報告の審査に必要な場合には、市において、申請者の営む主な事業、申請者の資産及び負債に関する事項その他の規則第4条第2項各号に定める事項について確認することに同意します。

第3号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長



キャリアアップ研修受講支援事業交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告を受付した事業については、次のとおり交付決定及び交付確定します。

1 交付決定及び交付確定する事業

キャリアアップ研修受講支援事業

2 施設の種類及び名称

3 交付決定及び交付確定額 金 円

4 交付の条件

- (1) 補助金交付等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和5年10月12日成事第520号こども家庭庁長官通知の別紙）、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及び浜松市保育補助者雇上強化補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (6) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から5年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調

査に協力しなければならないこと。

- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（共通事務処理要綱第6条に規定する第4号様式）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならないこと。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (10) 第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (11) 第14条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (12) 次のいずれかに該当する財産を別に定める期間が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物
 - イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産
- (13) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

第4号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長



キャリアアップ研修実施支援事業交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告を受付した事業については、次のとおり交付決定及び交付確定します。

1 交付決定及び交付確定する事業

キャリアアップ研修実施支援事業

2 施設の種類及び名称

3 交付決定及び交付確定額 金 円

4 交付の条件

- (1) 補助金交付等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和5年10月12日成事第520号こども家庭庁長官通知の別紙）、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及び浜松市保育補助者雇上強化補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (6) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から5年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調

査に協力しなければならないこと。

- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（共通事務処理要綱第6条に規定する第4号様式）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならないこと。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (10) 第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (11) 第14条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (12) 次のいずれかに該当する財産を別に定める期間が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物
 - イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産
- (13) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号による 年度浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金の交付の決定（以下「本件決定」という。）（の一部）を、次のとおり、浜松市補助金交付規則（昭和 5 5 年浜松市規則第 1 7 号。以下「規則」という。）第 1 7 条第 1 項に基づき取り消すとともに、規則第 1 8 条第 1 項に基づき返還を命じます。

1 交付決定の取消し及び返還命令額

補助金名	交付決定（確定）額	取消し及び返還命令額
浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金	円	円

2 取消しをする根拠及び理由

3 補助金返還、加算金及び延滞金

- （1）規則第 1 8 条第 1 項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。
- （2）規則第 1 8 条の 2 第 1 項により、交付決定取消額とは別に加算金（補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- （3）補助金返還額が納期日までに納付されないときは、規則第 1 8 条の 2 第 4 項により、遅延損害金（納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- （4）なお、加算金及び遅延損害金は、交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。

第 6 号様式

キャリアアップ研修受講支援事業請求書

金 円

ただし、対象施設「 」に係る 年度浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金のうち、キャリアアップ研修受講支援事業として、上記の金額を請求します。

- 1 交付決定及び交付確定額 金 円
- 2 受領済額 金 円
- 3 今回請求額 金 円

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

金融機関等	
口座名義 (カタカナで記入)	

第 7 号様式

キャリアアップ研修実施支援事業請求書

金 円

ただし、対象 「 」に係る 年度浜松市保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金のうち、キャリアアップ研修実施支援事業として、上記の金額を請求します。

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 交付決定及び交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

金融機関等	
口座名義 (カタカナで記入)	